

PRESS RELEASE

岩見沢市総務部秘書課広報室
令和8年10月1日

問合せ先

総務部職員課

電話：0126-35-4827（ダイヤルイン）

担当者：篠田

岩見沢市職員の処分について

重度心身障害者医療受給者の後期高齢者医療高額療養費未償還金の発生事案（令和8年6月）について懲戒処分を行いましたので、処分内容等について下記のとおりお知らせいたします。

なお、本年度より、懲戒処分の公表につきましては、四半期ごとの公表を予定しておりますので、ご承知おきください。

記

1 事件の概要

重度心身障害者医療受給者に返還すべき後期高齢者医療高額療養費について、令和4年5月以降、対象となる高額療養費の返還処理がなされておらず、未償還金が発生した。
対象者数および金額：278人 7,335,939円（1人当たり 最少35円、最大309,404円）

2 処分の内容

（1）処分年月日 令和8年7月8日

（2）当該職員 市民環境部 係長職（当時） 減給10分の1 1か月
市民環境部 課長職（当時） 戒告

3 職員への対応

令和8年7月8日、幹部職員で構成される庁議で適正な事務処理の徹底について市長から指示するとともに、全職員に向けて通知を発出し、徹底した。